

平成31年4月16日
道路局 路政課
企画課
参事官

道路構造令の一部を改正する政令が閣議決定

自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を道路構造令上に新たに規定する等の改正を行う「道路構造令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

本来自転車専用の通行空間を確保する必要があるにも関わらず、自転車道に必要な幅員（2メートル以上）を確保できない等により、これを整備できていない状況が多数生じています。

他方、近年では、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が実質的に確認されています。

このため、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るため、道路構造令の一部を改正することとしました。

2. 政令改正の概要

(1) 自転車通行帯の新設関係

道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定することとします。

また、「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとします。

(2) 自転車道の設置要件関係

自転車道の設置要件として、「設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」を追加することとします。

(3) その他

その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール

公布：平成31年4月19日（金）

施行：平成31年4月25日（木）

問い合わせ先 国土交通省代表番号：03-5253-8111

国土交通省 道路局

路政課	小宮	（内線：37333）	直通：03-5253-8480	FAX：03-5253-1616
企画課	藤浪	（内線：37562）	直通：03-5253-8485	FAX：03-5253-1618
参事官	和賀	（内線：38103）	直通：03-5253-8497	FAX：03-5253-1622



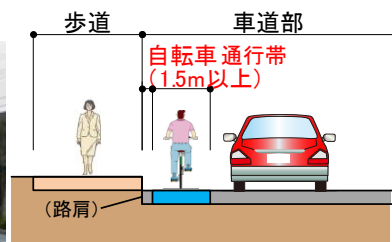
背景・必要性

- 過去10年間で、交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少にとどまっており、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が重要。
- 用地上の制約から、自転車道の整備は全国的に進んでおらず、幅員がより狭くてすむ自転車専用通行帯（道交法に基づく通行区分の指定）について、道路構造令に新たに「自転車通行帯」として位置付け、自転車通行空間の整備を加速する必要。
- **4月25日施行済。**

改正概要

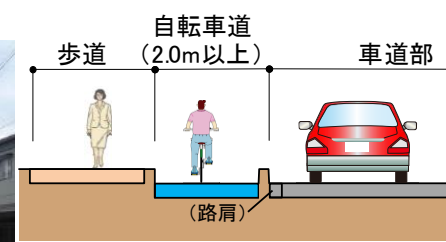
- 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

【自転車通行帯】(新たに規定)



※やむを得ない場合においては
1.0mまで縮小することができる。

【自転車道】



※やむを得ない場合においては
1.5mまで縮小することができる。

効果

- 用地確保の観点から自転車道の整備が困難であった道路においても自転車通行空間の整備の可能性が拡大。

国道政第13号
国道企第4号
国道国技第31号
国道環第10号
国道高第20号
国道参第2号
平成31年4月25日

山梨県県土整備部長 殿

国土交通省道路局 路政課



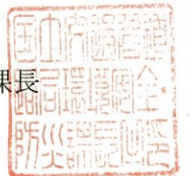
企画課



国道・技術課長



環境安全・防災課長



高速道路課長



参事官



道路構造令の一部を改正する政令の施行について

道路構造令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十七号）が、平成三十

一年四月十九日に公布され、同月二十五日から施行されることとなった。

都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準については、同令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、適切に対応されたい。

なお、貴管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨ご周知願いたい。

記

1 改正の趣旨

本来、自転車専用の通行空間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員（2メートル以上）を確保できないこと等により、これを整備できていない状況が多数生じている。

他方、近年では、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第20条第2項の規定に基づく普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されている。

このような状況を踏まえ、既設の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「令」という。）を改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定することとした。

2 自転車通行帯の設置について（令第9条の2関係）

①自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）、②自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び①の道路を除く。）について安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、原則、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることとした。

自転車通行帯の幅員は、通行する自転車の安全を考慮し、普通自転車専用通行帯と同様に1.5メートル以上とした。ただし、「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」においては、1メートルまで縮小することができることとした。

また、自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めることとした。

なお、令第9条の2第1項から第3項までに規定する「地形の状況その他の特別の

理由によりやむを得ない場合」とは、当該規定が適用される道路の新設又は改築について、工事が非常に困難な場合又はその効果に比して工事に過大な費用を要する場合を含むものである。

3 自転車道の設置について（令第10条関係）

①自動車及び自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。）又は第四種（第三級を除く。）の道路で設計速度が一時間につき60キロメートル以上であるもの、②自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。）若しくは第四種（第三級を除く。）の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。）若しくは第四種（第三級を除く。）の道路で設計速度が一時間につき60キロメートル以上であるものについて安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、原則、道路の各側に自転車道を設けることとした。

なお、令第10条第1項から第3項までに規定する「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、当該規定が適用される道路の新設又は改築について、工事が非常に困難な場合、その効果に比して工事に過大な費用を要する場合、又は交差点が連続する等により走行する自動車の速度が時速50キロメートルを超えないことが見込まれる場合を含むものである。

4 その他

自転車通行帯は、道路交通法第20条第2項の規定に基づく普通自転車専用通行帯として、同法第4条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会による交通規制の実施を想定して設けるものである。そのため、道路管理者が自転車通行帯を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会と十分な時間的余裕をもって事前に協議した上で、その整備を図る必要がある。